

過疎地域に係る 市税の課税免除の手引き

令和6年度制度改正対応版

令和6年4月1日作成

伊豆市

制度の概要

伊豆市では、次の場合に固定資産税について、課税の特例（課税免除）を設けています。

【対象者】

- ・伊豆市全域で、適用の対象となる期間に、製造の事業・旅館業・情報サービス業等・農林水産物等販売業の設備を新增設した者

課税免除の対象地域

●過疎地域（根拠法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）

対象地域	伊豆市過疎地域発展計画の期間	課税免除適用対象期間
市内全域	R3. 4. 1 R8. 3. 31 まで	R3. 4. 1 から R9. 3. 31 まで ※上記に係る期間に課税免除の初年度目の適用を受ける必要があります。

※伊豆市過疎地域発展計画に合致した業種であることが必要となりますが、申請時に確認書等の添付は不要です

課税免除の内容

要 件				
対象とする業種	対象資産		減価償却資産の取得価額の要件	青色申告の要否
<ul style="list-style-type: none"> ●製造の事業 ●旅館業 (下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。) ●情報サービス業等※¹ ●農林水産物等販売業※² 	課税免除適用対象期間に取得し、租税特別措置法第12条又は第45条に規定される特別償却の適用を受けることができる右記の資産	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋（対象事業の用に供するもの） ・償却資産（対象事業の用に供する機械・装置） ・土地（取得後1年以内に当該家屋の建設に着手した場合で、当該家屋の水平投影面積に相当する部分のうち、事業の用に直接供される部分） 	【別表1】 のとおり	要

※¹ 情報サービス業等とは①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット付随サービス業、④コールセンター等に係る事業を指します。

※² 農林水産物等販売業とは、設備等が所在する市内で生産された農林水産物（当該農林水産物を原料等にした加工品等を含む。）を、店舗において主に当該市外の者に販売する事業を指します。

【別表1】減価償却資産の取得価額の要件

対 象 業 種	資本金の額等		
	0円～ 5,000万円以下	5,000万円超 ※新增設のみ対象	一億円超 ※新增設のみ対象
取得価額の下 限額	製造業	1,000万円以上※	2,000万円以上※
	旅館業		
	農林水産物等販売業	500万円以上※	500万円以上※
	情報サービス業等		

課税免除の期間

〔課税免除期間〕 3年間

課税免除等の手続き

① 青色申告書の提出〔詳細は三島税務署にご確認ください〕

・課税免除の対象資産は、租税特別措置法第12条又は第45条に規定される特別償却の適用を受けることができる資産となりますので、所得税又は法人税の青色申告書を提出いただく必要があります。(次ページの設備の項目をご確認ください。)

ただし、不均一課税申請書の提出時期によっては、青色申告書の提出前に不均一課税申請書を提出することができます。(青色申告後に申告書の写しを提出してください)

② 固定資産税の課税免除申請書の提出(担当:税務課)

●提出書類

○固定資産税の課税免除課税申請書(施行規則 様式第1号)

(添付書類)

※提出書類は正副各1部提出してください。(副本は正本の写しで結構です。)

(1) 新設する家屋の平面図、構築物の配置図、産業振興機械等を導入した場所を示す書類

(2) 【個人】確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し

【法人】法人税申告書の写し

(3) 減価償却資産の償却費の額の計算に関する書類

(4) 事業所の業務の概要を示す書類(会社概要、事業内容、事業所の位置図)

(5) 売買契約書の写し(土地、家屋及び償却資産)※該当する場合

(6) 建築工事請負契約書の写し(家屋)

(7) 登記事項証明書(土地及び家屋)

(8) 家屋の建設等が複数年にわたる場合は、計画の概要を明らかにする書類

(9) 償却資産の配置図

※その他必要に応じ、書類を提出いただく場合があります。

(その他の添付書類)

○特別償却を受け得る状態であるが、受けていない場合は、受けなかった理由書

○確定申告が済んでいない場合は、租税特別措置法第12条第3項(個人)又は第45条第2項(法人)の規定の適用を受ける旨の書類

(2年度以降の提出書類)

2年度以降の提出書類は、届出書、課税免除申請に係る固定資産税明細書(参考様式)または、資産の内容の分かる明細書を作成し正副各一部提出してください。

●提出期限

申請書は固定資産税(償却資産)申告書とともに1月31日までに提出してください。

○「設備」とは

機械及び装置、建物及びその附属設備等の減価償却資産のうち、製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に直接供されるものに限り、ます。

なお、設備を構成する減価償却資産は、原則として所得税又は法人税において租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定による特別償却等の適用を受けたものであることを要します。

なお、税額控除を受ける場合など、特別償却等を受けていない場合は、受けていない旨の理由書が必要です。（「赤字のため特別償却する必要がない」、「他の有利な償却方法があり、そちらを採用した」などの正当な理由が必要です。）

○「新增設設備に直接従事する従業者」とは

新規採用、配置転換等を問わず新增設した設備による事業に直接従事する従業者をいいます。

従って、当該設備による事業に直接従事しない会社役員、事務職員、守衛等は除かれます。

なお、工場を新增設した場合で、その工場内にある事務室等に従事する事務職員等は「新增設設備に直接従事する従業者」に含まれます。ただし、営業の職員を除きます。

申告時提出書類等チェック表

※提出書類は正副各1部提出してください。(副本は正本の写しで結構です。)

1. 提出書類	チェック
固定資産税の課税免除課税申請書（施行規則 様式第1号）	
2. 添付書類	
(1) 新設する家屋の平面図、構築物の配置図、産業振興機械等を導入した場所を示す書類	
(2) 【個人】確定申告書の写し、青色申告決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し 【法人】法人税申告書の写し	
(3) 減価償却資産の償却費の額の計算に関する書類	
(4) 事業所の業務の概要を示す書類（会社概要、事業内容、事業所の位置図）	
(5) 売買契約書の写し（土地、家屋及び償却資産）※該当する場合	
(6) 建築工事請負契約書の写し（家屋）	
(7) 登記事項証明書（土地及び家屋）	
(8) 家屋の建設等が複数年にわたる場合は、計画の概要を明らかにする書類	
(9) 償却資産の配置図	
※その他必要に応じ、書類を提出いただく場合があります。	
（その他の添付書類）	
○特別償却を受け得る状態であるが、受けていない場合は、受けなかった理由書	
○確定申告が済んでいない場合は、租税特別措置法第12条第3項（個人）又は第45条第2項（法人）の規定の適用を受ける旨の書類	
（2年度以降の提出書類）	
2年度以降の提出書類は、届出書、課税免除申請に係る固定資産税明細書（参考様式）または、資産の内容の分かる明細書を作成し正副各一部提出してください。	

【問合せ先等】

① 制度の概要および計画についてお問合せ先 …… 総合政策部企画財政課 0558-72-9873

③ 課税免除の内容および提出先 …… 市民部税務課資産税スタッフ 0558-72-9852

○課税免除の適用条件等に関する一覧（令和6年度改正後）

項目 区分	適用対象区域	適用対象期間		適用対象となる事業 及び施設の種類の種類	適用対象税目種類			租 特 法 別 償 却 用 有 無	課税免除及び不均一課税の判定要件		減免等措置の 期間	交付税 による 補てん 措置
		始 期	終 期		固定資産税	課税 免除	不 均 一		減価償却資産の取得価額の要件	その他の要件		
過疎地域の持続的発展の支援 に関する特別措置法	市内全域 ※改正前 土肥地区のみ	令和3年 4月1日	令和6年 3月31日	製造の事業 旅館業 (法人・個人) 情報サービス業等 (個人・法人) 農林水産物等販売業 (法人・個人)	○	○	-	○	<p>【製造業又は旅館業】 500万円以上 資本金の額等が0万円～5,000万円 以下の法人…500万円以上 ※資本金の額等が5,000万円超～1 億円以下の法人…1,000万円以上 ※資本金の額等が1億円超の法人 …2,000万円以上 ※新增設部分に限る</p> <p>【情報サービス業等、農林水産物等 販売業】 500万円以上 ※資本金の額が5,000万円超の法 人は新增設のみ</p>	<p>土地取得日の翌日以後 1年以内に対象設備の 建設着手が必要（土地 取得日以前着手は不 可）</p> <p>なお、旅館業のうち下 宿営業、風俗関連営業 に該当する事業は除く</p>	3年間	有